

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：長崎県警察

令和8年7月15日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.9%
全職員	79.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	92.4%
本庁課長補佐相当職	87.3%
本庁係長相当職	85.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.4%
31～35年	87.9%
26～30年	87.5%
21～25年	84.6%
16～20年	80.4%
11～15年	84.9%
6～10年	87.3%
1～5年	94.7%

【説明欄】

- 2. (1)役職段階別集計のうち、本庁部局長・次長相当職に該当する女性職員は、現時点では不在のため、「—」表記をしています。
- 扶養手当や単身赴任手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合にあっては98.1%、単身赴任手当の受給者に占める男性の割合にあっては98.7%となっています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	4.8%

【説明欄】

- 令和8年4月1日時点
- 男性管理職登用比率2.1%、女性管理職登用比率0.5%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	4.5%
本庁課長補佐相当職	11.5%
本庁係長相当職	10.6%

【説明欄】

- 令和8年4月1日時点
- 本庁部局長・次長相当職に該当する女性職員は、現時点では不在のため、「—」表記をしています。
- 「本庁課長相当職」～警視及び同相当職、「本庁課長補佐相当職」～警部及び同相当職、「本庁係長相当職」～警部補及び同相当職
- 「警察官」「一般職員」別による各役職段階に占める女性職員の割合及び伸び率

役職	令和7年4月1日現在		令和8年4月1日現在		伸び率	
	警察官	一般職員	警察官	一般職員	警察官	一般職員
警視及び同相当職	1.8%	13.6%	1.8%	17.4%	0.2ポイント	3.8ポイント
警部及び同相当職	4.4%	31.7%	4.8%	36.7%	0.4ポイント	5.0ポイント
警部補及び同相当職	5.2%	43.3%	5.5%	41.9%	0.3ポイント	-1.4ポイント

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	91.4%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.7%	0%	—%	0%
1週間以上2週間未満	2.7%	0%	—%	0%
2週間以上1月以下	47.0%	0%	—%	0%
1月超3月以下	42.3%	0%	—%	50%
3月超6月以下	4.7%	0%	—%	0%
6月超9月以下	2.0%	12.1%	—%	0%
9月超12月以下	0%	54.5%	—%	50%
12月超24月以下	0.7%	21.2%	—%	0%
24月超	0%	12.1%	—	—

【説明欄】

○ 会計年度任用職員（男性）で育児休業の取得対象者は、令和7年度はいなかったため、「—」表記としています。

○ 「警察官」「一般職員」別による育児休業取得状況

職員のまとめ	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
警察官	100%	8.3%	100%	32.3%	100%	64.8%	100%	90.4%	100%	94.2%
一般職員	100%	16.7%	100%	60.0%	100%	100.0%	100%	114.3%	100%	28.6%

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	16. 1時間／月
内部部局等以外	18. 5時間／月

【説明欄】